

富士川町森林環境譲与税 活用検討委員会

～ 委員委嘱式及び第1回検討委員会 ～

日時 令和5年11月1日(水)

場所 富士川町役場 1階会議室



富士川町
FUJIKAWA TOWN

富士川町森林環境譲与税活用検討委員委嘱式
及び第1回検討委員会 次第

日時 令和5年11月1日(水)午前10時～
場所 富士川町役場 1階会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 町長あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 役員選出
- 6 委員会の所掌事項と今後の進め方について
- 7 協議事項
 - (1) 森林環境譲与税について
 - (2) 富士川町森林整備計画及び森林環境譲与税使途の公表について
 - (3) 町有林整備事業について
 - (4) 新中学校校舎建設事業について
 - (5) その他
- 8 その他
- 9 閉 会

富士川町森林環境譲与税活用検討委員

順不同・敬称略

区分	氏名	備考
林業事業体代表	望 月 隆	峡南森林組合 参事
学識経験者	深 沢 勝 也	恩賜林保護団体 代表
	望 月 留 幸	恩賜林保護団体 代表
	大 森 き よ 子	教育職経験者
	増 原 俊 郎	行政職経験者
	小 林 昭 子	主任児童委員 代表
公募委員	豊 田 麻 美	眷米区在住
	依 田 政 利	中部区在住
関係機関職員	長 池 卓 男	県森林総合研究所 研究管理幹
	雨 宮 龍 太	県峡南林務環境事務所 林業普及指導員
	武 居 正 道	県峡南林務環境事務所 林業指導担当
町職員(※任命)	長 田 博 幸	防災交通課長
	大 久 保 公 生	子育て支援課長
	山 形 謙 一 郎	土木整備課長
	小 林 恵	教育総務課長

任期:令和5年11月1日～令和7年10月31日(2年間)

(事務局)

所属・役職	氏名	
産業振興課	課 長	望 月 奈 緒 美
	農 林 振 興 担 当	松 住 み ゆ き
	農 林 振 興 担 当	石 原 大 士
	地域林政アドバイザー	中 嶋 則 夫

富士川町森林環境譲与税活用検討委員会の所掌事項 及び今後の進め方について

1 設置の目的

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が施行され、令和元年度から市町村への森林環境譲与税の譲与が始まりました。

町では、これまで、「富士川町森林整備計画」に基づき、森林整備等の費用に森林環境譲与税を充ててきました。

令和6年度からは、森林環境譲与税の財源となる「森林環境税」の課税が始まりますので、税の趣旨への理解の促進を図るとともに、広く町民の皆様の意見を聴取し計画的かつ効果的な税の活用に資することを目的に本委員会を設置します。

2 組織

委員は、15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命します。

- (1) 町内林業事業体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募委員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 町職員
- (6) その他町長が適当であると認める者

3 所掌事項

委員会は、森林環境譲与税の活用に関することについて検討し、その検討結果を町長に報告します。

4 任期

令和5年11月1日(水)～令和7年10月31日(金)

5 公募委員の募集

募集期間：令和5年9月25日(月)～令和5年10月13日(金)

周知方法：広報10月号(9月25日発行)に掲載、町ホームページに掲載

公募委員の選考：10月16日(月)、庁内選考会議を行い、公募委員を決定

6 今後のスケジュール

11月1日(水) 委員委嘱式及び第1回検討委員会

(内容)

- ・森林環境譲与税について
- ・富士川町森林整備計画及び森林環境譲与税使途の公表について
- ・森林環境譲与税使途の公表について
- ・新中学校校舎建設事業について

11月～12月 活用方針(案)の庁内検討

1月中旬 第2回検討委員会

(内容)

- ・活用方針(案)の提示 ※活用方針(案)は町が作成します。
- ・活用方針(案)に対する意見聴取

1月下旬 活用方針(案)に対する委員会の意見を町長に報告

2月中旬 活用方針決定

富士川町森林環境譲与税活用検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 森林環境譲与税の活用に関することについて検討するため、富士川町森林環境譲与税活用検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、森林環境譲与税の活用に関することについて検討するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町内林業事業体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募委員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 町職員
- (6) その他町長が適当であると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、第2条に規定する所掌事項について、その検討結果を町長に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、産業振興課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。